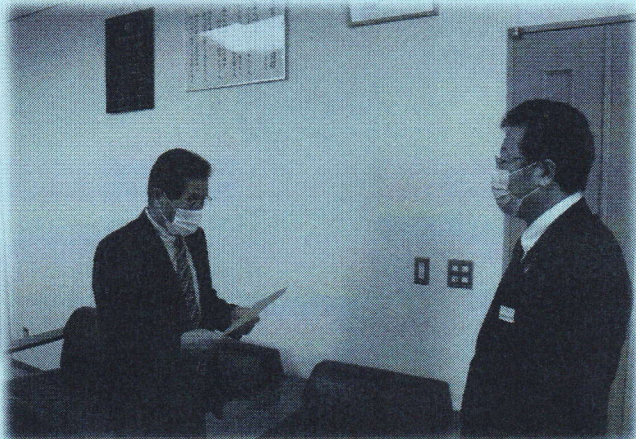
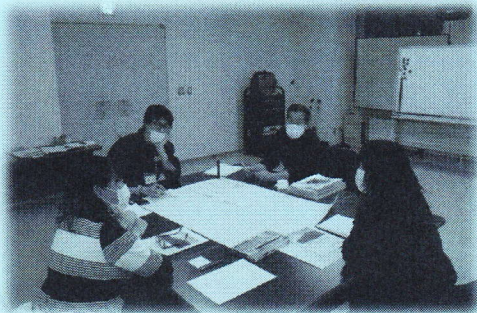
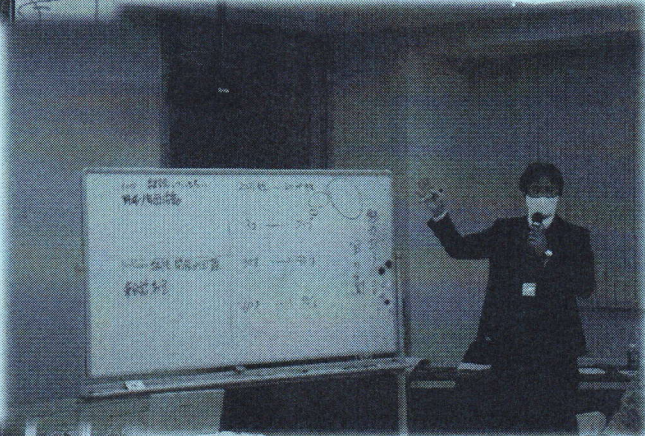
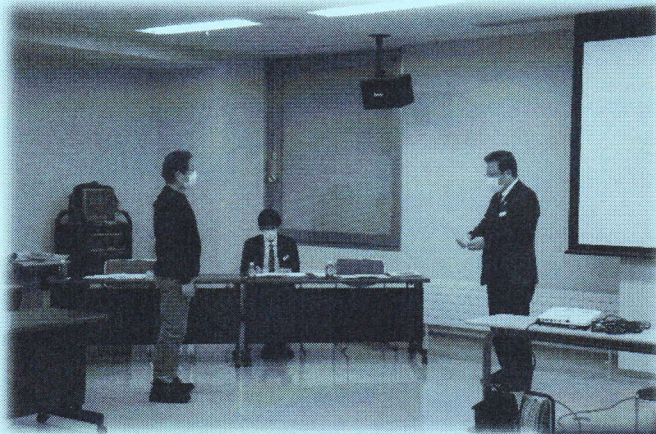


第3章 付属资料 (生涯学习推进计划策定委员会のようす)



令和3年1月25日

利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会委員長 様

利尻富士町教育委員会
教育長 島谷 一昭

利尻富士町生涯学習推進計画の策定について（諮問）

開町140年を迎えた利尻富士町をさらに発展させることを念頭に、本町を取りまく地域特性や社会の情勢・変化を踏まえるとともに、新たな課題に対応した方策の方向性を明らかにするため、生涯学習推進に関する総合的な行政運営の指針として、10年間の新たな「利尻富士町生涯学習推進計画」の策定を諮問します。

1. 諮問の理由

本町においては、少子高齢化に伴う過疎化が急速に進んでおり、今後ますますこうした状況が進んでいくと予測されるなか、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、生涯にわたって豊かな人生が送れるよう、いつでもどこでも学習する機会や環境が求められています。一人ひとりがその資質や能力を向上させることができ、成果を生かす場面があるような環境を整えることで、地域社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指していくことが重要です。

本町の「町民憲章」および「教育目標」を具現化するため、前回計画に掲げた「学びあい」「ふれあい」「活かしあい」という3つの基本目標を生かした「ふるさとづくり」を基本理念に、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」に則った「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」を将来像に、利尻富士町生涯学習推進計画を策定するものです。

2. 策定の視点

- (1) 利尻富士町の地域の特性を十分考慮したものであること。
- (2) 広く住民の考えを聞き、意見を反映したものであること。
- (3) 具体的な目標を提示し、わかりやすく表現したものであること。
- (4) 長期的な計画であり、中期的な見直しを盛り込んだものであること。

3. 策定の期日

令和3年3月31日までとします。

令和3年3月30日

利尻富士町教育委員会
教育長 島谷 一昭 様

利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会
委員長 辰 己 富 雄

利尻富士町生涯学習推進計画の策定について（答申）

令和3年1月25日に諮問された利尻富士町生涯学習推進計画について、利尻富士町の現状と課題を検討し、今後10年間の生涯学習の推進に関する基本施策を審議した結果、下記のとおり利尻富士町生涯学習推進計画が策定されましたので、ここに答申します。

記

1. 計画の名称

第3期利尻富士町生涯学習推進計画～ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち～

2. 答申にあたって

利尻富士町における今後10年間（令和3年度～12年度）の生涯学習の推進に関する基本施策を盛り込んだ「第3期利尻富士町生涯学習推進計画」を策定しました。基本理念として、本町の「町民憲章」および「教育目標」を具現化するため、前回計画に掲げた「学びあい」「ふれあい」「活かしあい」という3つの基本目標を生かした「ふるさとづくり」を踏襲し、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」に則った「ふるさとを魅力あふれる宝の島に」を将来像としてとらえ、目標を達成するための具体的な施策を提示したものです。コロナ禍のなか、タイトなスケジュールではありましたが、宗谷教育局のご助力を得ながら3回にわたる意見交流や審議の過程を経て、本日の答申となりました。しかしながら、社会情勢の変化は目まぐるしく、数年ごとに施策の評価や目標値の見直しなど検討を加えることが必要不可欠と考えております。

本町においては今後も少子高齢化が進み人口減少が必至な状況となっておりますが、計画達成のためには3つの基本目標の好循環が不可欠であり、住民自らが担い手として、地域運営に主体的に関わっていくことが肝要です。住民一人一人がゆとりと豊かさを実感し、子供から高齢者までお互いに支え合い、笑顔で暮らせるまちづくりと、次世代に誇れる元気で安心なまちづくりの実現に向けて、行政としての指導相談体制の充実を図りながら、一層の努力を期待いたします。

令和2年度 生涯学習推進計画策定委員委嘱名簿

No.	氏名	所属団体	備考
1	辰己富雄	社会教育委員	委員長
2	今 昭	社会教育委員	
3	堤 真寿美	社会教育委員	
4	西島 徹	文化財専門委員	
5	川村敏幸	スポーツ推進委員	
6	牧野 隆史	スポーツ推進委員	
7	古川 千鶴子	文化協会代表	
8	大場 久稔	校長会代表	副委員長
9	込山 茂	教頭会代表	
10	菊地 喜助	和友会代表	
11	黒川 哲義	体育協会代表 鷺泊小学校PTA代表	
12	柏谷 愛一	鷺泊中学校PTA代表	
13	西澤弘能	利尻小学校・鬼脇中学校PTA代表	
14	福岡 諒	商工会青年部代表	
15	小野寺 聖矢	利尻漁業協同組合	
16	亀田 英樹	利尻富士町青少年健全育成町民会議代表	
17	長岡 明美	商工会女性部代表	
18	佐藤 キク工	利尻富士町食生活改善協議会代表	
			計18名
	事務局	利尻富士町教育委員会	

○利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会設置規則

平成12年6月20日教育委員会規則第4号

利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 利尻富士町生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、総合的な視点に立って協力・連携を行いながら町民の自主的・自発的な学習活動の促進を図るため利尻富士町生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、利尻富士町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、推進計画の策定に関し、生涯学習の総合的な視点に立って町民の学習活動を促進・援助のための必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会の定数は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって組織する。

- (1) 社会教育団体
- (2) 教育関係団体
- (3) 生涯学習関連団体
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、策定委員会の答申が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、策定委員会の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に、策定委員会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。